

静 情 審 第 5 号
平成20年7月18日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 田 中 克 志

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年11月30日付け環廃第482号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

産業廃棄物処分業許可申請書等の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議
申立て）（諮問第157号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が、特定の事業者に係る産業廃棄物処分業許可申請書及び特別管理産業廃棄物処分業許可申請書並びに当該不許可処分の通知について、その一部を開示する
とした決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 平成19年9月27日、静岡県知事(以下「実施機関」という。)は、静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第6条の規定により、特定の事業者に係る「平成16年度における産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書の鑑及び事業計画概要書」及び「平成16年度における産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に係る不許可処分書」の開示請求を受け、平成19年10月1日、実施機関は、これを受け付けた。

(2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、特定の事業者に係る以下に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)を特定した。

ア 「平成16年7月29日付けで実施機関あて提出された産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第1～3面及び事業計画の概要を記載した書類」(以下「許可申請書1」という。)

イ 「平成16年7月29日付けで実施機関あて提出された特別管理産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第1～3面及び事業計画の概要を記載した書類」(以下「許可申請書2」という。)

ウ 「平成16年9月17日付け産業廃棄物処分業等許可申請に対する不許可処分について(通知)」(以下「不許可処分通知書」という。)

(3) 平成19年10月15日、実施機関は、開示請求者に開示決定等の期間延長を通知するとともに、同日、本件公文書については、特定の事業者に関する情報が含まれているため、当該事業者に意見照会を行った。

(4) 平成19年10月29日、実施機関は、当該事業者から反対意見書を受け付けた。

(5) 平成19年11月9日、実施機関は、本件公文書のうち条例第7条第2号の個人情報に該当する部分を除き、その余を開示するとした部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示請求者に通知するとともに、同日、反対意見書を提出した当該事業者の部分開示決定をした旨を通知した。

(6) 平成19年11月26日、反対意見書を提出した当該事業者は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立てを行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

(7) 平成19年11月26日、実施機関は、当該事業者に対し、当該異議申立書の記載等に不備があり不適法であるとして、行政不服審査法第48条で準用する同法第21条の規

定により、補正命令を行った。

- (8) 平成19年11月27日、当該事業者は、実施機関に対し、異議申立書に係る補正書を提出し、平成19年11月28日、実施機関は、当該補正書を受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件公文書のうち、許可申請書1及び許可申請書2の「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号並びに予定収集運搬者の名称、所在地及び電話番号（以下「予定排出事業場の名称等」という。）」及び「廃棄物の種類（処理能力）」並びに不許可処分通知書の「記の2（不許可処分の理由等）」を非開示とするとの決定を求めるものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第3号アによれば、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非開示とされる。そして、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には、公にすることにより、「事業を営む者の社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報」や「直接競争上の不利益は被らなくても、事業を営む者の名誉又は社会的評価が低下するおそれがある情報」が含まれると解される。また、同号アは、社会通念上、合理的に判断して「害するおそれ」があると判断されるものは広く含む趣旨と解すべきである。
- (2) 予定排出事業場の名称等について開示がなされると、当社の取引先事業者に対して、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業（以下「処分業」という。）の不許可処分を受けた事業者と取引をする事業者とのレッテルがはられ、当社の取引先事業者の営業活動に悪影響を及ぼす危険性が極めて大きい。そして、当該取引先事業者が当社との取引関係を解消し、当社の営業活動に悪影響が及ぶ危険性がある。特に、不許可処分通知書を併せて開示された場合には、その危険性がより一層高くなる。したがって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当し、非開示とされるべきである。
- (3) 「事業を営む者の社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報」には、当然のことながら、営業秘密が含まれるものである。処理施設の「廃棄物の種類（処理能力）」の情報は、当該処理施設の標準的処理能力とは必ずしも一致しないが、これは、当社が、当該処理施設について、独自の方法により使用しているからであり、当社の営業上の秘密が含まれている。したがって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当し、非開示とされるべきである。
- (4) 不許可処分通知書については、その判断の基礎となった事実にもそもそも誤りがあり、その事実を前提にした判断自体が不当なものであるが、一般的には行政庁の判

断として信用されやすいことを考えると、「記の2（不許可処分の理由等）」が開示されると、当社が違法行為を行っていた、あるいは、行政又は司法の判断に従わない業者であるとの誤った印象を与える危険性が高く、風評被害等により、当社の営業活動に悪影響を及ぼす危険性が極めて高い。したがって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当し、非開示とされるべきである。

- (5) 仮に、処分業者には、周辺住民に対して、当該事業内容を説明する責務があるとしても、その責務の範囲については、周辺住民への開示の必要性和開示することにより処分業者が不利益を被る危険性との比較衡量により判断すべきである。周辺住民に対する開示の必要性については、産業廃棄物の種類、性状、処分量及び処分方法が開示されれば足り、予定排出事業場の名称等を周辺住民に開示する必要性は、極めて低いものである。
- (6) 条例第4条は、開示請求権の濫用禁止を規定している。これは、請求者の目的及び利益と開示しないことの利益を比較衡量する趣旨と考える。当該情報が開示されると、風評又はレッテル作りに利用される可能性があり、当社の不当評価につながるおそれがある。実際、当社は、過去に風評被害を受けている。したがって、当該請求に係る請求者の利用目的及び利益が不明であるので、その利用目的及び利益を明らかにし、開示することの利益と開示しないことの利益とを比較衡量すれば、後者の利益が上回るため、権利の濫用禁止の規定を適用すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分業は現代社会において欠くべからざる事業であるものの、その運営の態様いかんによっては周辺の生活環境や自然環境に悪影響を与え得る事業であることから、許可制のもと厳格な規制が行われている。具体的には、処分業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならず、産業廃棄物の処分を行うに当たっては産業廃棄物処理基準に従った上で、処分内容を記録保存し、また、処分内容を記載した産業廃棄物管理票を委託者に対して送付すること等が義務付けられている。

さらに、こうした義務に違反した場合には、業務停止命令や改善命令の対象となるほか、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置命令の対象となるものとされている。また、処分業の許可を受けるに当たっては、その者が事業を的確かつ継続して行うことができる施設や能力を有していることが必要であり、そのことを明らかにするため、許可申請書には事業の範囲、事業所及び事業場の所在地、事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、処理方式、構造、設備の概要等を記載するほか、関係する書類及び図面を添付することが求められている。また、施設や能力を有していることのほかにも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に

従った適正な事業の遂行を期待できない者として掲げられたいわゆる欠格要件に該当しないことが必要とされている。

廃棄物の処理は、生活環境と公衆衛生に関わるものであり公共的な性質を有する一方で、処分業者が十分な施設や能力を有しておらず、又は廃棄物処理法に従って適正に事業を行わない場合には、周辺的生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、現に一部の悪質な業者によって大規模な不法投棄等の不適正処理が行われ社会問題化している。こうしたことから、特に周辺住民等の利害関係人にとって、規制が確実に実施され生活環境の保全が図られているかを確認するために事業活動に関する情報の開示を求める必要性は大きく、これらの情報を開示することは社会的にも要請されているといえる。同様の趣旨から、廃棄物処理法においても、処理施設の維持管理記録の周辺住民等の利害関係人による閲覧等が制度化されている。

なお、平成18年度に行われた同様の部分開示決定に対する異議申立てに係る静岡県情報公開審査会答申（平成19年2月20日付け静情審第67号。以下「平成18年度答申」という。）においても、「産業廃棄物処分業が周辺的生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることから、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業内容を説明する責務があるといえ」として、処分業に係る情報は原則として開示すべきであるとの見解を示している。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 許可申請書1及び許可申請書2のうち、予定排出事業場の名称等は、異議申立人がどんな廃棄物をどの程度受け入れ、どのような処理をするかといった事業内容を表すものであり、特に周辺住民にとって、生活環境の保全が図られているかを確認するために、極めて関心が高い情報である。

異議申立人は、当該情報が公にされると、取引先事業者の営業活動に悪影響を及ぼす危険性が大きく、結果的に異議申立人の営業活動にも悪影響を及ぼす危険性がある旨主張する。

しかし、異議申立人の取引先である排出事業者にとって、当該情報は、自らが排出する産業廃棄物の一部に係る処分の予定について記載された情報に過ぎない。また、収集運搬業者にとっても、当該情報は、自らが行おうとする事業活動の一部の予定について記載された情報に過ぎない。このようなことから、当該情報を公にしても、取引先事業者である排出事業者や収集運搬業者の正当な利益を害するとまではいえず、したがって、異議申立人の正当な利益を害するとまではいえない。また、当該情報は、異議申立人の行おうとする事業規模からみて、その事業活動に係る情報の一部に過ぎず、さらに、あくまで予定として記載された情報である。こうしたことを踏まえると、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまではいえず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

さらに、仮に当該情報が公になった後、取引先事業者が異議申立人との取引関係

を解消するとしても、それは、異議申立人自らが行ってきた事業活動に起因するものである。

イ 許可申請書 1 及び許可申請書 2 のうち、「廃棄物の種類（処理能力）」の部分は、異議申立人がどの程度の規模の処理を行うかを表すものであり、予定排出事業場の名称等の情報と同様に、開示することが社会的に要請された情報であるといえる。また、当該部分の処理能力の情報は、外形的な記載に止まっており、それらの情報から、異議申立人の具体的な事業運営の内容が明らかになるがい然性は低いと考えられ、営業上の秘密に該当するとはいえない。

さらに、異議申立人は、ホームページにおいて 1 か月当たりの処理能力を公開しており、当該情報は、ある程度公になっているといえる。こうしたことを踏まえると、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまではいえず、条例第 7 条第 3 号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

ウ 不許可処分通知書の「記の 2（不許可処分の理由等）」の内容の一部については、公の裁判の場において既に明らかにされている事実である。訴訟記録は民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 91 条の規定により、何人でも閲覧できるとされている。また、訴訟の判決の概要は、判決当時、新聞によって報道がなされており、異議申立人が廃棄物処理法に違反する行為を行ったことや、県より産業廃棄物処理業等の許可取消処分を受けたこと等は既に公になっている。また、不許可処分の理由については、平成 18 年度答申においても、「県が行った不許可処分の根拠や理由というものは、・・・明らかにすることが求められ」としているところである。これらを踏まえると、当該情報を公にしたとしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまではいえず、条例第 7 条第 3 号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、廃棄物処理法第 14 条第 6 項及び第 14 条の 4 第 6 項の規定により、異議申立人が実施機関へ提出した産業廃棄物処分業許可申請書及び特別管理産業廃棄物処分業許可申請書並びに廃棄物処理法第 14 条第 10 項及び第 14 条の 4 第 10 項の規定により、実施機関が当該申請を不許可処分とした旨を通知した文書であり、そのうち、異議申立ての対象となっているものは、次の情報（以下「本件情報」という。）である。

ア 許可申請書 1 及び許可申請書 2

(ア) 予定排出事業場の名称等

(1) 廃棄物の種類（処理能力）

イ 不許可処分通知書

記の 2（不許可処分の理由等）

(2) 条例第 7 条第 3 号該当性について

異議申立人は、本件情報が条例第 7 条第 3 号の非開示情報に該当する旨主張しているので、以下、本件公文書を見分した結果に基づき、本件情報の条例第 7 条第 3 号該当性について検討する。

ア 判断の前提

(ア) 条例第 7 条第 3 号の趣旨

条例第 7 条第 3 号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。同号アの公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断すべきである。

(イ) 処分業者の責務

廃棄物処理法は、廃棄物の適正な処理をすること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、処分業者は、廃棄物処理法第14条第 6 項及び第14条の 4 第 6 項の規定により、都道府県知事の許可が必要とされ、また、廃棄物処理法第14条第12項及び第14条の 4 第12項の規定により、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の処理基準を遵守して処分を行う義務があり、当該処理基準に適合しない処分を行った場合には、廃棄物処理法第19条の 3 又は第19条の 5 の規定により、改善命令又は措置命令の対象となる。

処分業は、その事業の性格上、公益性を有するものであるが、その運営の状況によっては、周辺的生活環境や自然環境に悪影響を与えるがい然性が高いものである。それゆえ、その業務内容に関する情報は、少なくとも周辺住民にとって、極めて関心が高いものであり、産業廃棄物等の適正処理や生活環境の保全を担保するため、透明性や説明責任が社会的に要請されているといえる。

上記のような廃棄物処理法の趣旨、処分業の性格及び産業廃棄物等に関する情報の公開の社会的な要請を総合的に勘案すると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して、当該事業の業務内容を説明する責務

があるといえる。

(ウ) 不許可処分の理由の提示

不許可処分通知書は、異議申立人が申請した処分業の許可申請について、実施機関が異議申立人に対して、当該申請を不許可処分としたことを通知した文書であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の規定により、不許可処分とした根拠や理由が記載されている。

行政手続法第8条は、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、原則として、当該処分の理由を提示することを定めている。これは、許認可等に関する行政庁の判断が公正に行われることを担保するとともに、申請者にとっては、当該処分の理由を知ることにより、不服申立て又は訴えの提起をするかどうかの判断や反論・反証をするための参考となるものである。

なお、当該処分の理由は、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものである必要があり、行政庁は、当該処分の根拠条文と併せて、当該事案の事実関係に即して、拒否要件に該当すると認定した事実を示すことが必要とされている。

イ 本件情報に係る判断

(ア) 「予定排出事業場の名称等」の情報

a 異議申立人から見た条例第7条第3号該当性の有無

異議申立人にとって、「予定排出事業場の名称等」の情報は、平成16年当時における、産業廃棄物等の処分に関して、取引を予定した排出事業者及び収集運搬業者を明らかにするものである。

異議申立人は、当該情報を開示されると、当該排出事業者及び当該収集運搬業者が当社との取引関係を解消し、当社の営業活動に悪影響が及ぶ危険性があると主張する。

しかし、異議申立人と当該排出事業者及び当該収集運搬業者は、処分業の許可申請が不許可となったことにより、産業廃棄物等の処分に関して、実際の取引を行っておらず、また、現在においても、実際の取引を行っていないため、取引関係が解消される危険性があるという異議申立人の主張は認められない。

また、異議申立人は、当該情報を周辺住民に開示する必要性は極めて低いものであると主張する。

しかし、当該情報は、予定排出事業場の名称等を明らかにするものであるとともに、排出事業者の業種、産業廃棄物等の種類、収集運搬方法などを具体的に推測することができるものであるため、少なくとも周辺住民にとって、極めて関心が高いものである。また、処分業は、その事業の性格上、その運営の状況によっては、周辺的生活環境や自然環境に悪影響を与えるがい然性が高いものであるため、その業務内容に関する情報は、平成16年当時の予定

の情報であっても、産業廃棄物等の適正処理や生活環境の保全を担保するため、少なくとも周辺住民に対して、開示する必要性が高いものである。

当該情報は、一般的に、営業等に関する情報であるが、上記(2)ア(イ)で述べたとおり、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して、当該事業の業務内容を説明する責務があり、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

したがって、「予定排出事業場の名称等」の情報は、開示すべきである。

b 排出事業者及び収集運搬業者から見た条例第7条第3号該当性の有無

「予定排出事業場の名称等」の情報は、異議申立人の事業に関する情報であるとともに、排出事業者及び収集運搬業者の事業に関する情報でもあることから、この点からの条例第7条第3号該当性を検討する。

排出事業者にとって、当該情報は、平成16年当時における、産業廃棄物等の収集運搬又は処分の委託を予定した事業者、産業廃棄物等の種類、量などを明らかにするものに過ぎず、一方、収集運搬業者にとって、当該情報は、平成16年当時における、産業廃棄物等に係る取引予定事業者、収集運搬量などの一部を明らかにするものに過ぎないものである。

排出事業者は、廃棄物処理法第3条の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があり、廃棄物処理法第12条第4項及び第12条の2第4項の規定により、その産業廃棄物等の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法施行令で定める基準に従う義務がある。また、排出事業者は、廃棄物処理法第12条の3の規定により、当該受託者に対し、産業廃棄物管理票を交付し、適正に最終処分されたことを確認する義務があり、当該委託基準又は産業廃棄物管理票に関する義務に違反し、不法投棄などがあったときは、廃棄物処理法第19条の5又は第19条の6の規定により、措置命令の対象となる。

一方、産業廃棄物等の収集運搬業者は、処分業者と同様に、廃棄物処理法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定により、都道府県知事の許可が必要とされ、廃棄物処理法第14条第12項及び第14条の4第12項の規定により、産業廃棄物等の処理基準を遵守して収集運搬を行う義務があり、当該処理基準に適合しない処分を行った場合には、廃棄物処理法第19条の3又は第19条の5の規定により、改善命令又は措置命令の対象となる。

産業廃棄物等については、不法投棄などの不適正な処理が社会問題となっており、その処理の状況によっては、周辺住民の生活環境や自然環境に悪影響を及ぼすがい然性が高いものである。それゆえ、排出事業者及び収集運搬業者の産業廃棄物等に係る情報は、少なくとも周辺住民にとって、極めて関

心が高いものであり、産業廃棄物等の適正処理や生活環境の保全を担保するため、透明性や説明責任が社会的に要請されているといえる。

上記のような廃棄物処理法の趣旨、排出事業者及び収集運搬業者の責務、産業廃棄物等に係る情報の公開についての社会的な要請などを総合的に勘案すると、排出事業者及び収集運搬業者は、少なくとも周辺住民に対して、産業廃棄物等に係る情報を説明する一定の責務があるといえる。

当該情報は、一般的に、営業等に関する情報であるが、上記のとおり、排出事業者及び収集運搬業者には、少なくとも周辺住民に対して、産業廃棄物等に係る情報を説明する一定の責務があるため、これを公にしても、排出事業者及び収集運搬業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

したがって、「予定排出事業場の名称等」の情報は、開示すべきである。

(イ) 「廃棄物の種類（処理能力）」の情報

当該情報は、異議申立人が保有する産業廃棄物等の処理施設について、その処理施設ごとに、処理できる廃棄物の種類及び1日当たりの処理量を記載したものである。

異議申立人は、当該処理施設の処理能力について、独自の方法で使用していることにより、標準的な処理能力とは必ずしも一致せず、当該情報には、営業上の秘密が含まれていると主張する。

しかし、当該情報は、当該処理施設が処理できる廃棄物の種類及び1日当たりの処理量を明らかにするものに過ぎず、異議申立人の独自の工夫やノウハウを明らかにするものとは認められない。

また、異議申立人は、自社のホームページで、当該処理施設が処理できる廃棄物の種類及び1か月当たりの処理量を自ら公表している。当該情報は、これらの公表情報からおおむね推測できるものであり、経営上の秘密が含まれているとは認められないため、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

したがって、「廃棄物の種類（処理能力）」の情報は、開示すべきである。

(ウ) 「記の2（不許可処分の理由等）」の情報

当該情報は、実施機関が行った処分業の不許可処分について、廃棄物処理法第14条第10項及び第14条の4第10項で規定する処分業の許可要件に適合しないと判断した根拠、理由等が記載されている。

実施機関が行った廃棄物処理法に基づく不許可処分の根拠や理由というものは、実施機関の判断が、し意的なものではなく、公正に行われたものであるかを検証する機会を設けるため、申請者以外にも明らかにすることが求められて

いる。また、処分業は、その事業の性格上、公益性を有するものであるが、その運営の状況によっては、周辺住民の生活環境や自然環境に悪影響を与えるがい然性が高いものである。それゆえ、当該不許可処分の根拠や理由等の情報は、少なくとも周辺住民にとって、極めて関心が高いものであり、産業廃棄物等の適正処理や生活環境の保全を担保するため、透明性や説明責任が社会的に要請されているといえる。

当該情報は、一般的に、他者に知られたくない情報であるが、廃棄物処理法の趣旨、処分業の性格、当該不許可処分に係る情報の公開についての社会的な要請などを総合的に勘案すると、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、条例第 7 条第 3 号アに該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。

したがって、「記の 2（不許可処分の理由等）」の情報は、開示すべきである。

(3) 権利の濫用について

異議申立人は、本件公文書の開示請求に係る請求者の利用目的及び利益が不明であるので、その利用目的及び利益を明らかにし、開示することの利益と開示しないことの利益とを比較衡量すれば、後者の利益が上回り、条例第 4 条で規定する開示請求権の濫用に該当すると主張する。

しかし、条例第 5 条で規定する開示請求権は、何人も開示請求する理由や利用目的を問われることなく公文書の開示を請求することができる権利であるため、請求者の利用目的や利益を明らかにせよという異議申立人の主張は理由がない。

したがって、権利の濫用に該当するという異議申立人の主張は認められない。

なお、公文書の開示を受けた者は、条例第 4 条第 2 項の規定により、開示によって得た情報を条例の目的に即して適正に使用しなければならない、当該情報を濫用してはならないことは、利用者の当然の責務である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 19 年 11 月 30 日	諮問を受け付けた。	
平成 20 年 2 月 18 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 3 月 14 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 3 月 24 日	審議	第 207 回
平成 20 年 5 月 26 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 208 回
平成 20 年 6 月 23 日	審議	第 209 回
平成 20 年 7 月 18 日	審議（答申）	第 210 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 207 回～第 210 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 207 回～第 210 回
児矢野 マリ	静岡県立大学 国際関係学部准教授	第 207 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 207 回～第 210 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 207 回～第 210 回
根 木 真理子	静岡大学 教育学部教授	第 207 回、第 209 回、 第 210 回